

女性も働きやすい現場環境の整備(仕様・積算基準の設定)

平成27年度の実施内容

- ①「建設現場における仮設トイレの事例集」をとりまとめ公表。
- ②全国直轄事務所で3件程度(合計約300件)で、現場環境改善型トイレ等を試行導入し、費用は設計変更にて追加費用について実費精算
- ③試行工事の実施状況等を踏まえ、トイレ等の標準仕様や積算基準を設定

平成28年度中に平成27年度の実施内容を踏まえ標準仕様を設定。

今後の取り組み

- ・平成28年度以降、現在の試行工事を順次拡大

※男女問わず建設現場のトイレの質の向上を目指す



男女別トイレの例

建設現場の仮設トイレの環境改善に向けた取り組み



- 建設現場のトイレについては、用を足せば良いという状況にあり、職場環境として他業種と比べても劣悪な状況であることは一目瞭然。
- 建設産業における女性の活躍及び担い手の確保のためには、建設現場の環境改善が必要であり、中でもトイレ環境は誰もが使用する空間であり環境改善は必要不可欠。
- 建設現場の仮設トイレは、イベントや災害時に活用されることが多く、建設現場の仮設トイレの質がイベント時や災害時のトイレの質を左右する実態がある。
- そのため、以下に示すようなスケジュール感により、今後5年間で建設現場のトイレの質の向上を図ったトイレの標準化を目指す。

	1年目 H27年度	2年目 H28年度	3年目 H29年度	4年目 H30年度	5年目 H31年度	6年目 H32年度
現場環境改善型トイレの現場への試行導入	各直轄事務所で3件程度実施 全体で約300件	試行件数を3倍程度の増	5割程度工事で実施 (約5,000件)	8割程度工事で実施 (約8,000件)	基本、すべての工事で実施。 (約10,000件)	
標準仕様の決定 (最低限必要な項目を決定)		検討	決定			
標準化 (基準化)			(案)		標準化のための費用分析	決定 実運用
備考						オリンピック開催

女性も働きやすい現場に向けて

建設現場における仮設トイレの事例集

平成27年8月
国土交通省
大臣官房技術調査課

はじめに

- 国土交通省では「もっと女性が活躍できる建設業」を目指して、国土交通省と建設業5団体と検討会を実施し、「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」(平成26年8月22日)を策定した。
- 本誌は、具体的な取り組み「女性も働きやすい労働環境の整備」として、現場におけるトイレの具体的な事例を紹介するものである。
- なお、本誌で紹介するトイレは、男女別に設置することを基本に下記の意見を取り入れた施設とし、調査や応募にご協力頂いたメーカーのすべての製品である。
- 設置にあたっては、導入する現場環境にあった製品を選択するためのツールとして本誌を活用されたい。

現場事務所	・ 長靴洗浄機の設置 ・ 分煙器の設置 ・ 喫煙室の設置
休憩所	・ 女性専用の設置 ・ 2坪(1.8m×3.6m)程度以上 ・ 冷暖房設備の設置 ・ 畳、カーペット敷き ・ 個室
更衣室	・ 休憩所を兼ねて設置 ・ 施錠可能なロッカー
トイレ	・ 女性専用での設置 ・ 洋式便器（洗浄便座） ・ 目隠 ・ 鏡、手洗いの設置 ・ 防音性（男女共） ・ 広めの便室 ・ 水洗トイレ ・ 施錠設備 ・ エチケットボックス設置
その他	・ 乾燥室の設置 ・ シャワー室 ・ 女性向けの作業着等の整備

※掲載されている仕様等は、メーカーからの提示によるものであり、実際の設置にあたっては異なる場合もある。

トイレ設置事例



外装例



内装例

「けんせつ小町」が働きやすい 現場環境整備マニュアル



平成27年4月

一般社団法人 日本建設業連合会

目次

1. 女性が働きやすい設備等の整備

- (1) 女性に配慮したトイレを整備する 1
- (2) 女性に配慮した洗面所を整備する 2
- (3) 女性に配慮した更衣室や休憩所を整備する 2
- (4) 女性用の作業着、ヘルメット、安全帯、仮設材の整備や開発をする . . . 3
- 【女性が働きやすい設備等の整備について、真にやむを得ない場合の措置】 . . 3

2. 女性が働きやすい現場環境づくり（運営・管理）

- (1) 女性が現場で働くことの理解を広める（周知・啓発） 4
- (2) 現場環境整備に女性の要望を反映できる仕組みをつくる 4
- (3) 女性が働きやすい現場環境整備を向上させる仕組みをつくる 5
- (4) 現場で働く女性を拡充する 5
- (5) 女性技能者のための技能向上を支援する 6
- (6) 女性技能者の雇用や育成を支援する 6
- (7) 現場でのセクシャルハラスメントの防止を強化する 7
- (8) 社外に対して現場環境整備の改善状況を発信する 7
- (9) 女性現場監督を育成する 8

3. 出産と育児をサポートする設備等の整備

- (1) 妊産婦の体調に配慮した空気環境を整備する 9
- (2) 安心して子供を預けられる託児施設等を整備する 9

4. 出産と育児をサポートする仕組みづくり（運営・管理）

- (1) 妊産婦の容体変化への対応策を講じる 10
- (2) 妊産婦や育児中の者への配慮を促す策を講じる 10
- (3) 妊娠中や育児中の悩みを相談できる仕組みをつくる 11
- (4) 女性同士の妊娠や育児に関する交流促進を支援する 11
- (5) 産休や育休からの復職を支援する 12
- (6) 女性技術者の妊娠中や育児中の柔軟な異動を認める 13
- (7) 育児中の者の時差出勤など勤務体制を工夫する 13
- (8) 元請企業と協力会社内の育児両立支援意識を高める 14